

## 老人医療

### 健康保険証が変わったときなど 老人医療の受給者は届け出を

老人医療の受給者が次の表に該当するときは、お忘れのないよう早めの届け出をお願いします。

▼対象～国民健康保険や社会保険などの健康保険に加入している、次の①か②の老人医療受給者証をお持ちの高齢者。

| 主な届出事項                                              | 持参する物                   | 届出期間  |
|-----------------------------------------------------|-------------------------|-------|
| 加入している健康保険が変わったとき<br>他市町村から転入したとき<br>氏名変更や町内転居をしたとき | 健康保険証<br>老人医療受給者証       | 14日以内 |
| 死亡したとき(死亡の届出義務者)                                    | 老人医療受給者証<br>(返却してもらいます) |       |
| 他市町村に転出するとき                                         |                         | すみやかに |

医療機関の受診時には、必ず健康保険証と老人医療受給者証(①または②)の提示をお願いします。

①老人保健法受給者～昭和7年9月30日以前に生まれた方、または一定の重度障害のある65歳以上の方。

②道老受給者～昭和14年7月31日以前に生まれた70歳未満の方の内、北海道の老人医療費助成制度を受けている方。

届出先・詳細 福祉課福祉係  
(「ゆとろ」内・☎23-3019)

医療  
大学

### 歯の健康プラザ情報

見て聞いて体験してみ

Sichihuku 佐藤久美子 個展

=わたくしこんな絵をかいています=

佐藤久美子さん(町内在住)が札幌市内で開催した個展で、ポップなデザインが反響を呼び、このたび縁あって健康プラザで開催することに。「絵」という文化を通じて心と体の「健康」について語りかけてくれます。

ホームページ <http://qumiko.exblog.jp/>

❖日時 3月15日(水)～31日(金)  
10時～17時(毎日開催)

❖会場 歯の健康プラザ  
(JR当別駅南口横)

❖健診は通常とおり 月・水・金  
10時～12時・13時30分～17時

## 当別消防署

### からのお知らせ

### 救急車の適正な利用をお願いします

救急車の出動は、平成17年に844件で年々増加傾向にあり、救急車で病院搬送された人数は799人で過去最多となりました。(図1参照)主な出動内訳では、急病が486件(約6割)、次に交通事故の113件となっています。

病院に搬送した人の重症度の割合では、軽症の人が全体の約半数を占めていました。(図2参照)

軽症の場合の出動が多発すると、心筋梗塞など死亡率の高い病気の人が救急車を呼んだ時に、当別町に救急車が無い場合が発生する可能性があります。他市町村へ救急車の要請をするので、時間がかかることとなります。

救急車の適正な利用にご協力をお願いします。

### 救命手当で生存率がアップ

心臓や呼吸が停止した人に救急車(救急隊員)が到着するまでの間、心臓マッサージや人工呼吸などの救命手当をすれば、命が助かる可能性が極めて高くなります。

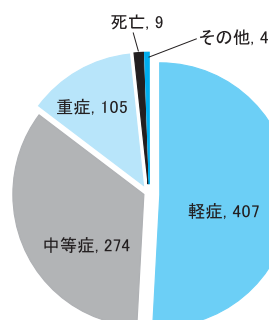
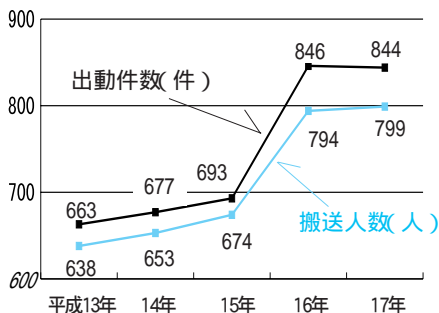
また、119番通報で「心臓や呼吸が停止した」と思われる通報内容の場合、消防署員(通信指令員)が口頭による救命手当の指導をしています。

適切な救命手当を身に付けるために、救命講習を受けませんか。

#### 普通救命講習

- 日時 毎月第4日曜日・13時～16時
- 場所 当別消防署(錦町)
- 内容 AED(自動体外式除細動器)を用いた心肺蘇生法・止血法など。
- ◇一度受講した方は、2年毎に再講習を受けることをお勧めします。
- ◇各団体、町内会などグループで申し込みする場合は、受講希望日に実施することもできます。
- 詳細 同消防署救急救助課救急係  
(☎23-2537)

【図1】  
救急車出動件数と搬送人数の推移



【図2】  
平成17年 傷病程度別搬送人員

- 軽症 入院加療を必要としないもの
- 中等症 入院を要するもので重症に至らないもの
- 重症 3週間以上の入院加療を必要とするもの
- 死亡 初診時において、死亡が確認されたもの
- その他 へり搬送したもの

### 困ったときの納税Q&A



**Q** 今年度分の税金をまだ完納していませんが、どうなるのでしょうか？

**A** 平成18年度には、また新たに税金が発生します。税金を滞納したままですと、役場からは何度も催促され、給料や財産などが差し押さえられたり、更には、職場関係者に知られることもあります。滞納が重なり、生活が苦しくなる前に、もう一度見直してみましょう。「完納できない」と思ったら、早急に納税課までご相談ください。

▼夜間納税相談 毎月第2・第4木曜日 19時30分まで  
 ▼問合せ 納税課納税係 (☎23 - 2341)

### 登記

#### 固定資産価格は札幌法務局江別出張所で確認できます

4月1日から町内の土地・家屋の登記にかかる登録免許税を算定するために必要な固定資産価格は、札幌法務局江別出張所で確認できます。これにより、今まで税務課資産税係で交付していた「固定資産評価証明書」は特殊なケースを除き不要になります。

**特殊なケース** 非課税などの事由により固定資産課税台帳に評価額が記載されていない土地、区画整理事業内の土地で換地処分前（仮換地）である場合など。

**問合せ** 税務課資産税係 (☎23 - 2333)・札幌法務局江別出張所 (☎011 - 382 - 2132)

### 税金

#### 4月1日から縦覧できます 固定資産縦覧帳簿

納税者は、自分の資産の課税台帳を閲覧できるほか、縦覧帳簿により、その価格が適正かどうか、ほかと比較することができます。

- ▼対象 固定資産税の納税者または代理人（課税台帳は、所有者本人か代理人が閲覧できます。）
- ▼持参する物 印鑑（代理人は委任状も必要）
- ▼縦覧期間 4月1日～6月30日（土・日・祝日は除く）
- ▼時間 8時45分～17時15分
- ▼縦覧場所・詳細 税務課資産税係 (☎23 - 2333)

### 調査

#### 使用されていない墓地の意向調査を行います

町内にある全ての墓地は、町墓地条例に基づき「1年以内に使用する」ということを条件に区画の使用を許可しています。

しかし、東裏墓地では、草刈りもされず使用されないまま放置された区画が多く見受けられます。

町では、東裏墓地の空き区画を対象とした意向調査を2月から始めています。

#### ▼調査方法

- ①対象 東裏墓地の未使用区画
- ②方法 調査票を対象者に送付し、今後、墓地を使用する意思の

確認をします。

お願い

墓地の使用許可を受けている方が、「亡くなられている」場合や「住所が変わっている」場合は、速やかにご連絡ください。

▼連絡先・問合せ 環境対策課環境対策係 (☎23 - 2503)

### 検診

#### 平成18年度女性がん検診・骨粗しょう症検診の日程

#### バス送迎で受診する方

#### ❖受付会場と日程

**ゆとろ** 4月5日(水)・6月12日(月)・7月4日(火)・11月30日(木)・19年3月1日(木)・3月2日(金)

**西当別コミセン** 4月7日(金)・

7月5日(水)・11月8日(水)

❖受付時間 両会場共に7時55分～8時10分まで。

#### 都合の良い日に個人で受診する方

❖受診期間 平成19年3月31日まで（事前に申し込みください。）

▼検診機関 道対がん協会札幌検診センター（札幌市東区北26東14）

#### ▼検診内容・料金

**子宮がん**（頸部20歳～1,600円・体部必要者700円）

**乳がん**（視触診とマンモグラフィー40歳～2,000円・50歳～1,700円）

**骨粗しょう症**（30～59歳400円）

**胃がん**（35歳～1,400円）

**肺がん**（レントゲン40歳～400円・喀痰検査必要者700円）

**大腸がん**（40歳～600円）

国保加入者は料金半額です。

胃・肺・大腸がん検診は毎年、子宮がんと乳がん検診は2年に1度受けましょう。

▼申込み・問合せ 事前に電話で福祉課保健サービス係（「ゆとろ」内・☎23 - 2346）へ。